

2024年8月27日

弊社サービスへご契約中の組織の皆様へ

解約やサービス種類変更に係る届出締切日の変更について

1. 届け出の締切日を変更

- 1) 解約やサービス種類変更に係る届出の締切日を、以下内容に変更いたします。

旧	新
解約又は変更を適用する月の前月の <u>末日</u> までに書面で届け出が必要	解約又は変更を適用する月の前月の <u>15日</u> までに書面で届け出が必要

- 2) ご契約中のお客様は、2024年11月受付分より上記の締切日とさせていただきます。
これにより、10月15日までに受理した変更届は、翌11月1日に反映しますが、10月16日以降に受理した変更届は、12月1日の反映となります。ご注意ください。

2. 「基本契約書」の変更

- 1) 上記の変更により、基本契約書の第3条、第9条が以下のとおり変更となります。

旧	新
第3条(解約及び種類の変更) 1.甲は、本サービスの解約又は本サービスの種類を甲の裁量で変更することができ、本サービスの解約又は本サービスの種類を変更する際は、解約又は変更を適用する月の前月の <u>末日</u> までに、その旨を乙に書面で届け出るものとする。	第3条(解約及び種類の変更) 1.甲は、本サービスの解約又は本サービスの種類を甲の裁量で変更することができ、本サービスの解約又は本サービスの種類を変更する際は、解約又は変更を適用する月の前月の <u>15日</u> までに、その旨を乙に書面で届け出るものとする。
第9条(支払方法) 3.前月 <u>末日</u> までに解約の申し出がない場合は、翌月分の各サービスコースに係るサービス料金が引き落とされるものとする。	第9条(支払方法) 3.前月の <u>15日</u> までに解約の申し出がない場合は、翌月分の各サービスコースに係るサービス料金が引き落とされるものとする。

2) 変更の覚書について

契約の変更に当たり、その手続きに関しまして、以下より選択をいただきたく存じます。

- ① 本通知書をもって契約変更に合意（追加覚書の締結はしない）
- ② 第3条、第9条変更に関する追加覚書の締結を希望する

お客様におかれまして、②を選択される場合は、2024年9月15日までに下記までご連絡ください。ご連絡が無い場合は、①を選択いただけたものとみなし、追加覚書の締結は、これを省略させていただきます。

※②の「追加覚書」を締結する場合の連絡先：ts-keiyaku@tokyostandard.co.jp

「解約・変更の届出に関する追加覚書」は下記 URL よりダウンロードできます。

URL https://tokyostandard.co.jp/basic_agreement_dl/

以上

ご意見やご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

東京スタンダード株式会社 契約担当

TEL：03-5643-8773

mail：ts-keiyaku@tokyostandard.co.jp